

令和 2 年度第 2 回青梅市介護保険運営委員会議事要旨

1 開催日時 令和 2 年 7 月 2 0 日（月曜日）14 時 00 分～16 時 30 分

2 開催場所 青梅市役所議会棟 3 階 大会議室

3 出席者

【委員】

小山登美夫、和山満雄、田中三重子、藤本稔巳、石田信彦、石橋尚美、武田憲光、江本浩、井上一彦、田中 三広、新井一夫、小柳友次、大淵修一
(敬称略・順不同)

【傍聴】

6 人

議 事

事務局 : 皆様、本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより、令和 2 年度第 2 回の「青梅市介護保険運営委員会」を開催させていただきます。それでは、次第に沿って進めて参りたいと思います。本日の委員会は、12 名の出席をいただきました。委員の出席者数が過半数を超えておりますので、青梅市介護保険規則第 52 条の 3 により、この委員会が有効に成立していることを御報告いたします。また、本日の傍聴者ですが、6 名おりますことを御報告いたします。それでは市長から御挨拶を申し上げます。

<青梅市長挨拶>

事務局 : 議題に入る前に、本日の配布資料につきまして、御確認いただきたいと思います。

<配布資料の確認>

事務局 : それでは、委員紹介に移ります。第 1 回運営委員会は書面会議での開催となりましたので、今年度顔を合わせての委員会は初めてとなります。また、新たな委員の方も多く入られておりますので、委員全員による自己紹介をお願いいたします。

<委員の自己紹介>

事務局 : それでは、副会長の互選に移ります。これまで副会長でいらっしゃった伊藤委員が、青梅市高齢者クラブの会長の交代により、退任されたため、現在副会長が不在となっております。青梅市介護保険規則第 5 2 条の 2 第 2 項より、会長および副会長は委員が互選するとなっております。この規定に基づきまして、副会長の互選をお願い申し上げます。ここからの進行につきましては、江本会長の進行でお願い申し上げます。

会 長 : 感染症拡大防止のため、長時間とならないよう速やかな進行に御協力お願い申し上げます。それでは、副会長の互選を行いたいと存じます。慣例では指名推薦となっております。

ますが、いかがいたしましょう。

(賛成多数)

会 長 : 御承認いただきましたので副会長の指名推薦をお願いします。

委 員 : 副会長には、小山委員を推薦します。小山委員は高齢者クラブ連合会の会長でございます。介護保険と非常に密接な関係がある市内50以上ある高齢者クラブの代表でいらっしゃいますので、適任と思い、御推薦申し上げます。

会 長 : 副会長に小山委員ということで御推薦頂きましたが、いかがでしょうか。

(賛成多数)

会 長 : それでは、副会長は小山委員と決まりました。副会長席へ移動願います。

<小山委員、副会長席に移動>

会 長 : それでは、小山委員からひと言御挨拶願います。

<副会長挨拶>

会 長 : それでは、次第5議題(1)報告事項、ア、令和2年度第1回青梅市介護保険運営委員会議事要旨について、事務局から説明願います。

事務局 : 第1回介護保険運営委員会につきまして、書面会議とし、急遽対応を変えさせていただきました。全ての委員から御同意いただきましたので、成立とさせていただきます。

令和2年度第1回の議事要旨について、7月2日に原案をお送りしました。確認および修正期日を7月10日に設けましたが修正等はありませんでした。

本日、資料1として配布しました議事要旨について、改めまして修正等ございましたら御意見等頂戴したいと存じます。

会 長 : ただいまの説明につきまして御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

会 長 : それでは、次の報告事項に移ります。イ、青梅市介護保険料における新型コロナウイルス感染症にかかる減額および免除の特例に関する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : <資料番号2に沿って説明>

会 長 : ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

会 長 : それでは、次の報告事項に移ります。ウ、延滞金の利率にかかる用語の見直しに伴う介護保険条例の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : <資料番号3に沿って説明>

会 長 : ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

会 長 : それでは、次の報告事項に移ります。エ、青梅市指定居宅介護支援等事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : <資料番号4に沿って説明>

会 長 : ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(質問・意見なし)

会 長 : それでは、次の報告事項に移ります。オ、高齢者を取り巻く現状について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 事前にお送りしました調査報告書、本日机上配布させていただきました資料5をもとに進めてまいります。計画策定の本年度では、8月の運営委員会において総論部分、11月の運営委員会において各論、12月にパブリックコメントというスケジュールを第1回運営委員会においてお示しをさせていただきました。市内における高齢者の現状や、「見える化」システムの分析による他自治体との比較状況、日常生活圏域、基礎調査の中から第8期計画に向けた主な課題等の抜粋をしたもの、第7期計画の総括、今後の人口推計等、施策の柱をまとめたものを総論と呼んでおりますが、こちらを8月第3回運営委員会の中で大枠を固めながら進めていきたいと存じます。

具体的な内容については部会、または運営委員会の中で更に続けてまいります。本日は全体の叩き台というところで、色々な意見を交わしていただくために資料をお配りいたしました。詳細までは御説明をせず、全体的な議論を頂ければと思います。

<資料番号5に沿った説明>

<調査報告書に沿った説明>

会 長 : ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。第8期計画の具体的な内容になりますので、御提案等でもよろしいかと思います。いかがでしょうか。

委 員 : 健康寿命について、青梅市については大変健康な街ということですが、要介護2については東京都平均に追いつかれていないと拝見できました。この原因について分析すると、次の計画に活かせるのではないかと思います。私見ですが、地域支援事業に移行したことや、要支援の重度化予防というところについて、少し緩みが出てしまったのではないかと感じます。加えて、地域の中で活躍する場所を見つけていくところについての実態がどうだったのかが注視すべき点かと思えます。

次に、調査について、クロス集計されていると思いますが、主要なファクターにどう関連しているかを一度まとめられたらいかかと思えます。よろしければお手伝いさせていただきますと思います。例えば、健康度自己評価、幸福度、不安感といったものと、身体的な状態について関係があるかどうか、というところに、生活圏域を加味して分析し、どこを目標にしたらいいのかを絞ればどうか、と思ったところです。

3つ目は、ボランティアについて、2割の方がボランティアをしたい、して下さるという非常に良い結果だと思います。一方で、施設側からのボランティアニーズについて、私が聞く範囲では、ボランティアがあって良い部分と、ボランティア管理のための職員が必要だということがあります。ボランティアが必ずしも嬉しくない部分がある点についてのニーズ実態はどうなのでしょう。

また、ボランティアという考え方ではなくて、青梅市での雇用の一部として、ボランティアと本当の介護職の間となり、事業所にとって雇用しやすい働き方をお示しするのはいかがでしょうか。例えば、60歳までは東京に出て働いてもらい、60歳すぎたら方から順次、青梅で5年から10年ほど働いてもらう等です。東京で働いていた人達が青梅に戻ってきた時に「あ、青梅ってこういう人がいて、こういうことはあの人に聞けばいいのか」というようなことが分かるような、本当の働き方というよりも、中間の働き方のようなものを提案できないかどうかお考えいただければと思います。

その他、介護の現状について、例えば認知症の当事者にインタビューしたりすると、彼らは「私たちも役に立ちたい、何かやらしてください」ということがあると聞きました。同じように介護を受けている方も、介護されるだけではなくて、「私たちでもやれることがあったらやります」というところもあるのではないかと思います。そういう声が現状反映されておらず、また、そこが人間の元気がなくなるポイントだと思うので、そういったところが今回の調査範囲で分かれば、計画に反映できれば良いと思った次第です。以上です。

会 長 : 他に御質問、御意見等ございますでしょうか。

委 員 : 調査について、現在示されているものは3月まで、コロナ禍前の調査かと存じます。当時回答した内容と、このコロナ禍で状況がかなり変わっているでしょうから、近いうちに、高齢者の現況がどうなっているかを早急に調べて頂きたいところです。

また、話は反れますが、このコロナがなくなることはなく、ワクチンもできない可能性がある状態で、介護事業を with コロナとしてどうやっていくかというマニュアル的な基本方針を立てないとこれから大変なことになると思います。

例えば、訪問調査員のマニュアルです。高齢者は感染する可能性もかなり高く、重篤になりやすいため、訪問調査員はPCR検査をする等、そういうチェックをやらなければならないかと思います。特に青梅市に関しては高齢者が多く、独居の人も多いため、それを含めて市全体で考え、大きな見直しが必要ではないかと考えています。

後ほど質問しますが、現在青梅市の陽性率はどのくらいで何人くらいでしょうか。それも含めてどういう形でやっていくかというのをお示しいただけたらと思います。

会 長 : 実際、西多摩全体での感染者数が30人から40人程度だと思いますが、週2回実施している青梅市でのPCRセンターで出た陽性者は1人しかいません。今後陽性率は上がってくると思いますけど、まだ陽性率は1%未満です。この1ヶ月、2ヶ月で陽性率が上がる可能性はあると思いますので注視しております。

委 員 : 訪問調査員の具体的なコロナ対策はどうするか考えておりますか。

事務局 : 介護認定の調査に関してですが、後ほど資料7でも記載させていただいております。認定調査員については毎日の検温、当日のマスク着用の義務付けで対応しているところでございます。基本的には、直接お会いしないと認定の結果は出せない、と国からは出ておりますので、窓口にてその旨説明をさせていただき、調査員が訪問の際にも、なる

べく長時間の接触にはならないような形で対応しているところでございます。

委員：コロナについては、その他のところにもありますので、まずは議題の案件から先にやった方がよろしいかと思えます。

委員：調査報告書の結果についてですが、市全体、第1地区、第2地区、第3地区とおおまかに分類していますが、例えば第1地区であれば青梅地区と東青梅地区等、地区内にも細かい地区があると思えます。細かい地区ごとのデータや集計を参考に見せていただくことはできますでしょうか。

会長：まず、前段の御意見について事務局からどうぞ。

事務局：要介護2の数に関して、地域の中での居場所がどうだったのかについてお答えします。青梅市の地域の中での居場所となりますと、介護予防リーダーの実施する「通いの場」や、市内53箇所ある「高齢者クラブ」、社会教育や生涯学習の方の「自主サークル」のような活動というところがあります。昨年度からは認知症カフェであるとか、通いの場のようなものが地域の中で出始めたところではありますが、この3年間で見ると、確かに御指摘いただきましたところであろうかと思えます。

しかし、令和元年度から地域の中、特に2層協議体の中で取組を始めているところでございます。現状では、それらがだんだんと成長するところを注視していく所存です。

事務局：介護保険施設側のボランティアニーズの話をいただいております。報告書の293ページを御覧ください。ボランティアについて、介護保険事業所側の受入れ意向を調査しております。新たにボランティアを受入れていただけますかという質問に対し、受入れが困難と答えてきた事業所に対しては、困難な理由を伺っております。ボランティアを必要とするような業務でないという回答は想定できますが、事故が不安である、プライバシーや個人情報の取扱い、ボランティアに対応する人手不足、対応するところまで手が回らない、というところではございました。これらの理由が上位ですので、何らかのコーディネーター等が間に入り、事業所側をサポートしていく必要があるのかと読み取ったところでございます。

また、ボランティアと介護職の間になるような存在というところで、青梅市では、総合事業に伴った元気高齢者の活躍の場として、おうめ生活サポーターという制度をやっております。二日間ほどの研修を受けた方をヘルパーとして、シルバー人材センターや社会福祉協議会に登録いただき、生活援助をしていただく制度を設けております。

また、調査報告書について、より細かい地区別データが御提示できるかというところですが、ホームページ上で公表する予定です。今回の報告書につきましては、11支会単位を見た中で、特徴的な差が出ている項目についてはなるべく掲載し、地区別であまり特徴が出なかったところや、無回答が多くてデータとして有意性が少ないところは報告書から除いております。

委員：今回の調査において、ボランティア活動に興味・関心ありますか、という質問がありました。青梅市全体で2割の方が参加したいという回答がありましたが、民生児童委員

も一種のボランティアであります。なかなかやってみたいという方が少ない状況ですが、いかにボランティアの入り口を大きくし、もっと大勢の方がボランティアに興味を持てるようにやって頂ければと思います。よろしく願いいたします。

会 長 : それでは、次の議題に移ります。議題 2、協議事項ア、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会の設置について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 資料 6 を御覧ください。高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画につきましては、運営委員が決定機関でございますが、計画策定部会を設置させていただき、この委員の中から半分ほどの人数で一度検討した後に運営委員会にかけるという形で従来からやらせていただいております。部会につきましては、介護保険規則 5 2 条の 4 において、計画の策定に際し、必要なことを調査、審議するため部会を設置することができるとなっておりますので、第 8 期計画策定の部会の設置を提案させていただきまして、これを御了解いただければと御提案するところでございます。

会 長 : ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。
(質問・意見なし)

会 長 : それでは、部会の設置等について原案通り決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(賛成多数)

会 長 : 賛成多数と認め、部会を設置することを決定いたしました。資料の案を消してください。続きまして、部会員の選出方法について事務局から説明をお願いします。

事務局 : 部会員の選出方法でございます。条例による選出区分がございます。委員のうち、被保険者の代表、事業者の代表、学識経験者の代表と 3 つの括りがございます。各括り 4 人、または 5 人の委員の中からそれぞれお二人ずつ選出頂きたいと考えております。

また、部会には計画策定のために市からお願いしました大淵委員さん、清水委員さんにそのまま入っていただくこととしております。また、会長につきましても、部会に入っていただくお願いをしているところでございます。

それでは、密にならない形で、区分ごとにお二方の選出をお願いします。決まりましたら事務局まで御連絡いただき、後ほど会長から部会員を発表頂くような形で進めさせていただきます。

(選定)

会 長 : それでは、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会の 8 名が決まりました。名簿をお読みします。被保険者の代表、小山委員、和山委員、事業者の代表、藤本委員、石橋委員、学識経験者、新井委員と私（江本委員）です。専門委員で大淵委員と清水委員。以上 8 名です、よろしく願いいたします。

会 長 : それでは次の議題に移ります。議題 3、その他、ア、新型コロナウイルス感染症に対するこれまでの市の対応について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 本日資料 7 を机上配布させていただきました。前回の運営委員会の際、同様の案件で

お配りしたものに、7月20日版として追記をさせていただいたものです。前回と同じ内容については省略し、新たな内容についてはアンダーラインや、一部表現を変えてございますので、主な変更点だけお伝えします。

<資料番号7に沿い説明>

会 長 : ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

委 員 : 介護事業所に対するコロナ対応としてマスク等の配布は頂いておりますが、市民向けのコロナ対応として、感染対策の備品等どれくらいの備蓄をされているのか、また、配布について、どのようなタイミングでお考えいただいているのかを教えてくださいと思います。お願いします。

事務局 : 保育、介護、障がいの事業所、また医療機関につきましては、継続的なサービスが必要な事業なので、市の一部備蓄等のマスク配布をし、その後東京都が調達した備品を、市を通じて配布しました。

市が独自で市民向けに対応したところでは、次亜塩素酸水を市内4か所の市民センター経由で配布させていただき、消毒に御利用いただきました。マスク等は政府調達で配布されているというところですので、御自身で調達していただくというようなところがございます。

委 員 : コロナ禍において、介護保険の訪問調査関係については全て見直さなければいけない上、各事業を縮小するにあたって、市民生活、特に高齢者に与える影響というのは多いと思います。この機会ではありますので、訪問調査だけでなく、全体的なアンケートをもう一回やる等、コロナ禍において変化があるデータを調査する予定はありますか。

また、訪問調査員等、高齢者と関わる方々個別に抗原抗体検査をしたうえで関わるのがベストだと思いますが、そういった対応について、医師会や市はどういう風に考えておられるかお伺いします。

会 長 : PCR検査ですが、私の意見として、適用範囲は当初に比べれば拡大はしております。しかし、まだ濃厚接触者や症状のある方に限られております。PCR検査が陰性と確認したとしても永続的ではないので、定期的には実施しなければなりません。その時にかかるマンパワーや医療資材の限界はありますので、なかなか難しい問題だと思います。

事務局 : 事業所の皆様につきましては、電話での事業所連絡やマスク配布の際に状況等は聞き取りをさせていただきました。また、個別に事業所とお話を頂く等する中で、現場の大変さ、実情等は情報収集させていただいております。過去、マスク配布の際に備蓄量調査は行いましたが、今後一律調査はせず、都度聞き取りを行います。

また、市民向けの一律アンケートについては現時点で考えていないところがございます。窓口対応の中で色々とお声を頂き、情報収集に努めていきたいところです。

介護保険関係の情報については、次回の運営委員会で、4月から6月の3ヶ月間の情報を通常の資料としてお出しをする予定です。現時点での給付データが5月分までしかありませんので、データの的にも現時点では利用率増減は読みづらいところです。コロナ

に関しては、長期戦になると思いますので、様々な角度から情報収集に努め、関係部署とよく連携しながら対応したいと考えております。

委員：現状にお困りの方とかも多くおりますので、強くアンテナを張って注意深く見守ってもらいたいと思います。

先ほど次亜塩素酸水のことをおっしゃっていただき、青梅市ではいち早く次亜塩素酸水を導入して頂いて、その後様々な情報が出ましたが、使い方さえ間違えなければ、十分殺菌効果があるところではあります。その辺のアピールはまだHP等を書いてありますか。

よく次亜塩素酸ナトリウムと次亜塩素酸水が誤解されがちでもあります。その差別化ですとか、誤解のないアピールをしていただきたいと思います。

事務局：6月末、国から正式な評価ということで、次亜塩素酸水は効果があると評価も出ております。使用条件等についてはしっかり丁寧に市民への周知し、誤解を招かないような使い方をしないよう、庁内で共有しているところがございます。

委員：コロナ禍の状況把握については、おっしゃるとおり、私も大切なお知らせだと思いますので、しっかりチェックをしていただきたいと思います。コロナで一番気を付けなければならないのは、青梅西多摩地区の高齢者施設におけるクラスター発生の防止かと思えます。現状、青梅市内の高齢者施設ではしっかりと検温の実施、職員や利用者のマスク着用、手洗い、うがいの励行をしているため、コロナ発症がありません。これらの予防法こそ有効かと思えます。

また、社会活動や経済活動を抑制することにより、コロナで亡くなる方よりも多くの方が亡くなっております。通常通り医療機関にかかれば亡くならなかった方が、コロナの影響で医療機関にかかれず、亡くなるケースが増え始めていますので、そういった影響もチェック頂きたいと思えます。

インフルエンザが蔓延しますと、だいたい日本全国で1千万人から1千5百万の方が罹患しますが、コロナはまだ2万4千から2万5千人くらいしか発生しておりません。また、日本での年間死亡者数は約130万人であり、そのうち100万人近い方が病院でお亡くなりになります。一日換算で約3千人の死亡者を病院が対応していることを踏まえると、コロナでの死亡者数はまだ1千人でございます。そういった現状をどう行政として対応していくかをお考えいただきたいと思います。

現在PCR検査よりも抗原抗体反応検査が医療従事者にとって必要な検査でございますので、高齢者と接する方には有効なため、定期的に検査ができるような体制づくりが必要だと思っております。

委員：抗体検査については、簡易のキットで、10分くらいで調べられます。リアルタイムな検査結果でないので十分注意は必要ですが、簡便さ等を考慮し導入を検討いただけたらと思えます。

会長：この委員会で議論するには難しい問題です。PCR検査にしても抗原抗体検査にしても、その意味合いがはっきりと定まっておきませんので、別の機会に議論させていただ

ければと思います。

それでは次の議題に移ります。イ、特別養護老人ホームにおける看取り改修について事務局から説明をお願いします。

事務局：社会福祉法人長淵福祉会が運営しますカントリービラ青梅ですが、東京都の補助を受けまして、看取りのできる環境を整備する予定でございます。都の交付金を受けるにあたりまして、施設所在市町村の意見書が必要になることから、本年6月24日付で当該法人から依頼文を収受いたしました。

既にカントリービラ青梅では、施設での看取りに取り組んでおり、年間10件程度の実績があるとのことでした。看取りとなると、家族が宿泊するようなこともあり、看取り専用の部屋を確保し、プライバシーの確保等環境整備をしていきたいとのことでした。今後2025年を迎え、さらなる医療介護の需要を見込んでおりますので、終末期支援のニーズや看取りのニーズも増えていくと捉えております。

こういった意味から、看取りを行うための看取り室の整備は必要である、という意見書を東京都の方へ提出させていただきましたので、御報告いたします。

会長：ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

委員：看取りにおける改修費用の補助について、今後拡大していく方向にあるのでしょうか。もし、御存じでしたら教えてください。

事務局：国の方では看取り整備を推進する形となっており、制度としては、都道府県事業として基金の活用をした看取り補助の用意があります。実際拡大となるかは難しいですが、看取りを推進することによる施設環境改善の方向性は変わらないと捉えております。こういった制度がまた分かりましたら、施設等に随時情報提供しながら、市内施設の環境整備の役に立てばと考えております。

会長：それでは、次の次第に移ります。次第6、その他でございます。何か委員さんからございますでしょうか。

委員：令和元年度2月17日開催の第5回運営委員会にて提案させていただきました、サービス提供責任者連絡会からの、適切なヘルパー利用につながる為のヘルパーのできること、できないことを記載したリーフレットの作成につきまして、市でも事業所の負担を減らせるよう参考としますとの御意見を頂いております。同時期より新型コロナ関連の対応もあり、多忙を極めておられるのは重々承知なのですが、現在の進捗状況としてはいかがでしょうか。

事務局：昨年度の運営委員会の中で、ヘルパーが単純な家政婦ではないということの周知として、ヘルパーにできること、できないことが分かる簡単な冊子を作りました。作って頂いた図等が著作権の問題等をクリアしないといけないことや、どういう形で周知をしていくか、について打合せする、という予定ではありましたが、その後話が進んでいないというところもございます。

引き続き周知ということで、市でも協力できるところはしていきたいと思っております。

すので、御相談させていただければと思います。よろしくお願いたします。

委員：熊本県が、大雨被害により避難所を開設した際に、コロナの感染予防をどうするかとニュースになっていましたが、青梅市で避難所が開設されるほどの状況になった際に、コロナウイルスの感染対策をどのようにお考えになられているのか、教えていただきたいです。

また、市民への周知をどのようにしていくかを併せて教えて頂ければと思います。

事務局：国からは、6月上旬頃に、土砂災害の危険月間というところで、避難所の方針が出ております。市の防災を通じ、避難所運営班である我々にも考え方等は示されているところです。コロナ対策についての具体的な詳細マニュアルはありませんが、青梅市は昨年台風19号による避難所運営の際にも、かなり多くの方が避難された実態がございます。間隔をとる、消毒を設置する等の避難所開設時の留意点というのもありますので、注意しなければいけないところです。

市民向けの周知やマニュアルの改訂については、防災課でどのようにしていくかとなりますので、承知はしておりませんが、市民に感染が広がらないような方策は十分内部でも検討しながら対応していくものと捉えております。

会長：それでは、事務局から何かありますでしょうか。

事務局：第1回運営委員会にて、地域密着型サービス公募スケジュールをお示しした定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所でございます。今年度も東京都の補助金を活用させていただき、7月21日から公募開始でございますが、先週の説明会に事業所から手は上がっていない状況で、厳しいという認識です。今回の募集の結果、再度募集となる際にはまた運営委員会等でお知らせをしながら進めていきたいと考えております。

また、前回の運営委員会では書面会議を実施させていただきました。現在市の規則上、書面会議についての規定はございませんが、委員の皆様の同意書と、会議書類を同時送付という形で対応させていただきました。

新型コロナウイルス感染症第2波第3波が今後予測されているところかと思っておりますので、今後も西多摩の感染状況、また青梅市の状況も踏まえ、会長および副会長と相談させていただきながら、必要に応じて、前回と同様な書面会議という形をさせていただきたいと思っております。御意見があれば参考にしたいと思っておりますので、よろしければお伺いしたいと思っております。

会長：ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか
(質問・意見なし)

会長：それでは、事務局から相談があれば、副会長とも相談したうえで、運営委員会を書面会議にて行うことを決定する場合があるということで御了承いたします。

事務局：本日の議事録につきましては、作成後各委員に送付をさせていただきますので御確認をお願いいたします。また、次回の運営委員会でございますが、皆様にお集まり頂くのは8月31日の午後2時、同じ会場を予定しておりますのでよろしくお願いたします。

会 長 : 本日は長時間にわたり熱心に御討議いただきまして誠にありがとうございました。これで終了させていただきたいと思います。事務局では本日の論議を踏まえ、整理をよろしくお願いします。それでは、これにて散会とさせていただきます。ありがとうございました。